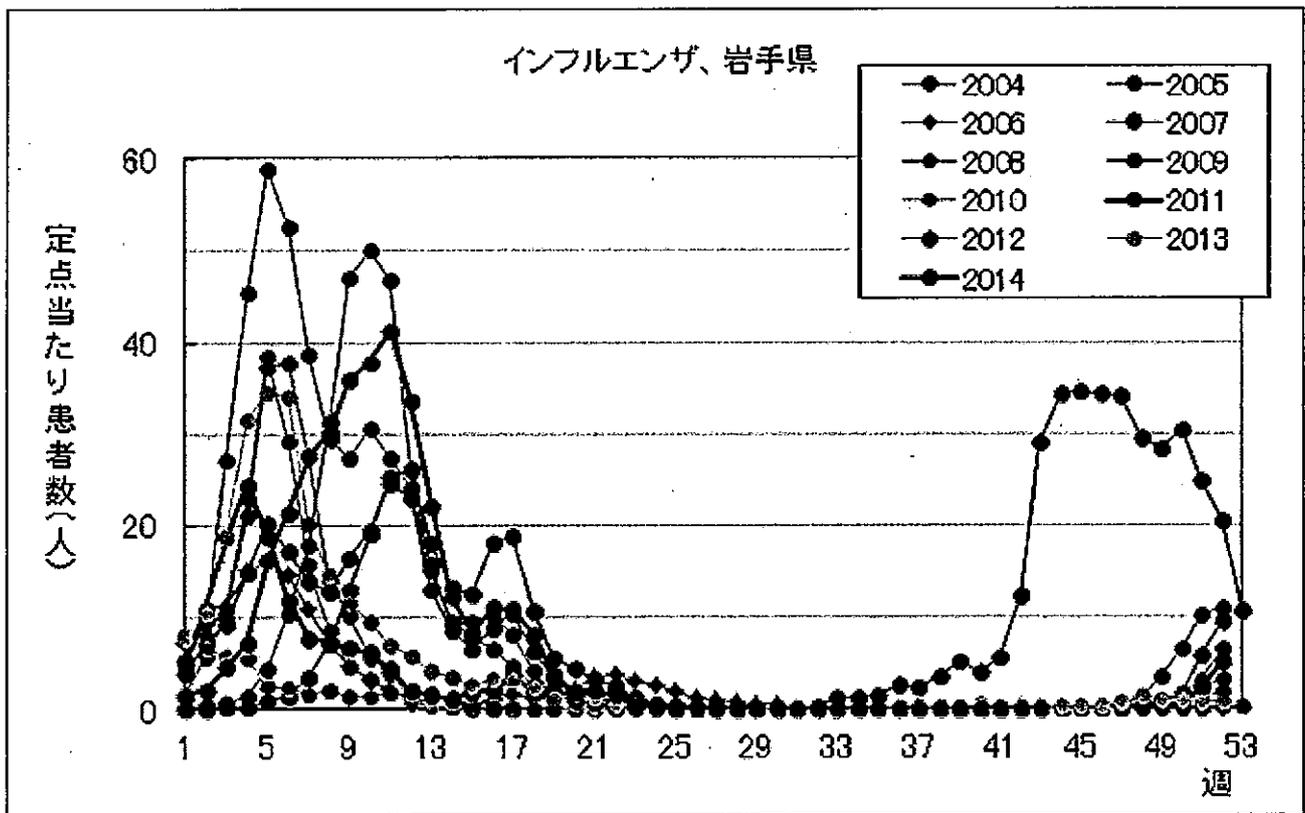


岩手県内におけるインフルエンザの報告状況 平成26年第43週(10/20~10/26)



平成 26 年度 今冬のインフルエンザ対策実施要領

1 目的

本実施要領は、インフルエンザの流行が社会生活に及ぼす影響に鑑み、「インフルエンザに関する特定感染症予防指針」（平成 11 年 12 月 21 日厚生省告示第 247 号）を基本とし、広く県民に対してインフルエンザの予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、インフルエンザの流行状況を的確に把握し、その情報を迅速に県民や医療機関等に提供すること及びインフルエンザの予防接種の効果等の十分な周知を図ることにより、そのまん延の防止を図ることを目的とする。

2 実施期間

平成 26 年 10 月 17 日から平成 27 年 6 月下旬を目途とする。

3 普及啓発活動

インフルエンザの予防及びまん延防止においては、県民個々が自ら予防に取り組むことが基本であり、個人の予防の徹底により社会全体のまん延の防止を図ることが重要であることから、インフルエンザ予防対策の普及啓発を図る。

(1) 普及啓発事項

- ア 手洗、うがい等の普段の予防対策
- イ インフルエンザ予防接種の知識の普及
- ウ 咳エチケットの実施

(2) 普及啓発方法

- ア 広報媒体を活用した普及啓発

県医療政策室、保健所及び県環境保健研究センターは、市町村等関係機関との連携のもと、インターネットホームページ、テレビ・ラジオ等の広報媒体を活用しインフルエンザの予防に関する知識の普及啓発を図る。

- イ ポスターの配付等による普及啓発

保健所は、インフルエンザの予防に関し、ポスター等を関係機関等の協力のもとに医療機関、社会福祉施設、学校等に配付するほか、いわて感染制御支援チーム (ICAT) の協力を得るなどにより、県民や社会福祉施設従業者等を対象とする研修の機会を提供する。

4 発生動向の把握と情報提供

インフルエンザの流行は、急速に患者発生数が増加し、患者発生数が頂点を迎えた後は短期間に終息に向かう特性を有することから、患者の発生状況、ウイルス検査等によ

り、まん延状況を早期に把握するとともに、その情報を迅速に提供する。

(1) 患者等の発生状況の把握と提供

ア インフルエンザ患者発生状況の把握

県感染症情報センター（以下「情報センター」という。）は、感染症発生動向調査事業に基づき、県内のインフルエンザ患者の発生状況を把握するとともに、その情報を週単位で集計し、岩手日報の「感染症発生動向調査情報」及び県のインターネットホームページに掲載するなどにより提供する。

保健所は、県内及び地域内のインフルエンザ患者の発生状況を、市町村、社会福祉施設、学校等に情報提供する。

イ 学校等におけるインフルエンザ様疾患の発生状況

保健所は、各学校及び各教育委員会等の関係機関の協力のもとに、保育所、幼稚園、小学校、中学校、その他の施設（高等学校、大学、各種学校等）におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業（学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖）に関する状況を「インフルエンザ様疾患発生報告書」（保育所以外：様式1、保育所：様式2）により把握し、直ちにファクシミリ送信で県医療政策室まで報告するものとする。

県医療政策室は、厚生労働省から提供される全国の状況と併せて県内の状況を、県教育委員会、県保健福祉部内関係各課等に情報提供するとともに、保健所を通じて市町村等へ情報提供する。

なお、県内の状況については、県医療政策室及び盛岡市が適宜報道機関へ情報提供する。

(2) インフルエンザに係る関連死亡情報の提供

県医療政策室は、厚生労働省が政令指定都市の協力を得て実施する関連死亡情報について、必要な情報を随時市町村、医師会等の関係機関へ提供する。

5 インフルエンザウイルス検査

(1) 感染症発生動向調査事業による把握

県環境保健研究センターは、感染症発生動向調査事業により、県内の病原体定点である医療機関から採取された検体の検査を実施する。

(2) 集団感染事例等を対象とした調査

保健所は、管内でインフルエンザ様疾患の多発等がみられる施設又は学校等の協力を得て、インフルエンザ様疾患患者から、「インフルエンザウイルスの検体の採取方法について」（別紙）により検体を採取し、県環境保健研究センターに検査を依頼する。

なお、情報センターは、インフルエンザが多発又は流行した場合は、保健所に対しウイルス分離のための検体採取について助言する。

(3) 入院患者を対象とした検査

保健所は、インフルエンザ入院サーベイランスにおいて、基幹病院定点よりインフ

ルエンザによる入院患者について報告があった場合、必要に応じて、当該医療機関の協力を得て検体を採取し、県環境保健研究センターに検査を依頼する。

(4) 病原体検査結果等の報告

県環境保健研究センターは、病原体検査結果が判明次第、速やかに保健所へ報告する。

6 インフルエンザ予防接種

(1) 正しい知識の普及

インフルエンザの予防において、予防接種が最も基本となる予防方法であることから、県民に対し「インフルエンザQ&A」を活用し、ワクチンの効果、副作用等の正しい知識の普及に努める。

(2) 予防接種の実施期間

インフルエンザワクチンの接種については、流行シーズン前に免疫を確保するためにも、定期接種実施要領（平成26年3月30日付け健発第0330第2号厚生労働省健康局長通知）に基づき接種を希望する者が12月中旬までに接種を受けられるよう予防接種実施計画を策定するように保健所は市町村に周知する。

(3) 予防接種実施医療機関の把握

県医療政策室は、医療機関等の協力を得て、管内のインフルエンザ予防接種を実施する医療機関を把握し、県民に対して県のインターネットホームページ等を通じてその情報を提供する。

7 インフルエンザに係る医薬品等の確保

(1) ワクチンの安定供給対策

県医療政策室及び県健康国保課は、ワクチンの需給状況が逼迫する事態が発生した場合には、必要に応じて、安定供給対策の実施等について、県医師会、医療機関、県医薬品卸業協会等関係機関に要請する。

(2) 抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給対策

県医療政策室及び県健康国保課は、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キットの適切な供給確保について、県医師会、医療機関、県医薬品卸業協会等に協力を要請する。

8 施設内感染防止対策の推進

インフルエンザウイルスは感染力が非常に強く、集団生活の場に進入することにより、大規模な集団感染を起こすことがあることから、特に、高齢者の多く入所している施設においてはウイルスの侵入の阻止と侵入した場合のまん延防止のための対策を推進する。

(1) 「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」の普及

厚生労働省及び日本医師会感染症危機管理対策室が作成した「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」について普及を図る。

(2) 集団発生状況の把握と積極的疫学調査の実施

ア 保健所は、社会福祉施設及び介護老人保健施設等（以下「社会福祉施設等」という。）におけるインフルエンザの集団発生状況を把握するため、これらの施設等に対して、次の事項に該当する場合は「インフルエンザ患者発生報告書」（様式3）により報告を求める。

○インフルエンザと診断された者が利用者数（入所又は通所）の概ね1割を超えた場合

○インフルエンザによる死亡者が発生した場合

イ 保健所は、アの報告を県医療政策室に報告するとともに、報告のあった施設の集団発生状況が多数の死亡例等、通常の流行と照らし合わせて異常と考えられる状況の場合には、当該施設等の協力を得て感染症法第15条に規定する積極的疫学調査を実施し、施設内感染の拡大及び再発防止に役立てる。

ウ 保健所は、社会福祉施設等におけるインフルエンザ対策の推進に当たっては、市町村及び広域振興局の保健福祉環境部等と十分な連携を図るものとする。